

<個人・医療法人>

A7 通常の維持・管理や補修・部品の入れ替えなどによる原状回復の費用であれば、「修繕費」として全額を必要経費に算入できます。

これに対して改修等により当該資産の使用可能期間が延長したり、資産価値の増加をもたらす場合は「資本的支出」として計上し、法定耐用年数に基づいて毎年度、減価償却していくことになります。

【修繕費か資本的支出か判断するためのフローチャート】

